

### 第3回東京都における新時代の安全安心戦略検討会

日時： 令和元年11月19日（火）午後1時30分から午後5時まで

場所： 東京都庁第一庁舎25階一般会議室115

出席委員：西川 徹矢、星 周一郎、四方 光、伊藤 富士江

江東区総務部危機管理課長、立川市民生活部安全課長

東京都職員：都民安全推進本部（総合推進部長、治安対策担当部長、都民安全推進課長、治安対策課長、若年支援課長）

生活文化局総務部企画担当課長（代理）、福祉保健局総務部企画政策課長（代理）、産業労働局総務部企画担当課長（代理）、教育庁指導部指導企画課長、警視庁総務部企画課長代理（企画担当）（代理）

#### 1 開会

（西川座長）本日はご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます  
なお、本日、奥多摩町総務課長の天野委員、櫻井委員におかれましては、  
所要のため欠席されております。

また、星委員、伊藤委員については、途中参加となっております。  
まず初めに、事務局から本日の資料について説明をお願いします。

（坪原課長）本日の資料の説明をさせていただきます。タブレットを御覧ください。  
本日の検討会の資料は、こちらにデータが保存されています。

資料は本日の次第、御講演頂く太田教授、宮園教授の資料及び事務局説明  
で使用する資料を保存しておりますので、御確認ください。

その他の資料として、東京都再犯防止推進計画、特殊詐欺防止対策に関  
するリーフレットを机上にお配りしております。以上です。

（西川座長）では、本日は御案内のとおり、高齢社会における安全安心と性暴力等  
についての再犯防止施策について皆様からご意見を伺うため、

- ・慶應義塾大学 教授 おおた たつや 太田 達也 様
- ・東洋学園大学 教授 みやぞの ひさえ 宮園 久栄 様

にお越しいただいております。

本日の進め方ですが、前回までと同様に、お二人からそれぞれ約40分  
程度の御講演をいただき、5分程度の質疑を行います。

その後それぞれの議題について20分程度で議論させていただきます。

まずは、高齢社会における安全安心について、太田様から御講演を頂きます。

よろしく申し上げます。

## 2 議事（司会進行：西川座長）

### (1) 講演1 高齢社会における安全安心について

慶応義塾大学太田教授から、「高齢犯罪者の概況と対策」という題で、

- ・ 高齢犯罪者の背景にある社会的孤立
- ・ 微罪処分や起訴猶予後における指導・監督・援護の必要性
- ・ 高齢者による殺人の背景

等に関する御講演を頂いた。

（太田教授講演）

（西川座長）多岐にわたる御説明ありがとうございました。

ただいまの発表について、御質問、御意見はございますか。

先ほど話がありましたが、以前仕事の関係で扱った犯罪者の方が出所した際、「お勤め終わりました、きれいになりました」って言ったのですが、それで終わったという感覚があるのでしょうか。

それは、日本的な感覚なのでしょうか。

（太田教授）法務省が昭和60年代に実施した受刑者に関する調査のデータによると、受刑をもって全てが終わったと考える人が非常に多いようです。

本来、犯罪者は3つの責任を負わなければならないわけですが、まずは、刑事責任で、刑事罰を受けて刑事責任を果たすこと、次に、相手に損害を与えている場合には損害賠償、民事責任を果たすこと、それから、資格制限がなされるなど「行政上の責任」も負わなければならない。

日本の場合、これまで刑事手続や刑の執行では民事のことは一切扱ってはいけないのだという誤った「民刑分離」の考え方があったため、日本の刑事司法制度や刑罰の執行でも被害者のことや被害者への損害回復の問題を扱ってこなかったこともあり、受刑者自身も刑罰が終わると全て終わったと考えてしまうのではないかと思われまます。

しかし、本来、被害者がいる場合には、被害者に対する損害賠償責任を負わなければならないのですが、現実にはなかなか難しく、刑務所を仮釈

放になって、保護観察を受けている間は被害者に毎月5千円ずつ送ってくる受刑者はいますが、そうしたほんのごく一部の受刑者でさえ、保護観察が終わると、ぱっとその送金をやめてしまう人がいます。

しかも、受刑者が再犯をしなければまだよいのかもしれませんが、実際には40パーセント以上の方がまた5年以内に刑務所に戻ってきてしまいます

(四方教授) 今日は貴重なお話をありがとうございました。

先生のお話を私なりに理解したところ、警察の微罪処分の段階、不起訴の段階、そして刑を終わって出てきた段階、いずれにしても、刑事司法から離れるとき支援がないので、また振り出しにもどってしまう。

振り出しどころか、同じことを繰り返していくと、段々罪が重くなっていくけれども、その後の支援が何も無いのは一緒であると。

そうすると、各段階で支援につながるような仕組みを作ったらどうだというお考えだと理解したところです。

私は、どこがそれをやるのかというところで、東京都がやっていただくのはいいことだと思いますが、おそらく、東京都の職員が直接このようなことを行うのはなかなか難しいでしょう。

例えば、都が紹介して更生支援のNPOをお願いしたり、更生保護施設と出所者等の間に都や区市町村が立ったりして、最後は、施設に援助したりするやり方があると思うのですが、そうは言っても人材リソースが足りなくて苦労されていることもあろうと思います。

その点について、太田先生はどのようにお考えですか。

(太田教授) そうですね、先ほど高齢者サポートセンターの必要性や、都事業の高齢者よろず犯罪相談の話をしましたが、都が全てそれを抱え込んで対応していくのは非現実的だと思いますので、各事業には選別機能、すなわち相談者の状況を踏まえて適切な機関に繋げていく機能を持たせる必要がある。

よろず相談の高齢犯罪者についても、重症であれば病院を紹介して最終的に治療につなげるか、教育につなげるか、弁護士につなげるか、いろいろあると思いますが、各機関から、必要な支援を受けることが必要で、病院、福祉機関、NPOなどの民間の可能性もありますが、ネットワークをつないで、社会支援とうまく結びつける必要があるだろうと思います。

(西川座長) どうもありがとうございました。他にございますか。

(坪原課長) 高齢者よろず犯罪相談についてご紹介いただきありがとうございました。

この高齢者よろず犯罪相談については、一般的な広報のほか、警視庁、検察庁、法務省矯正局・保護局の皆様を紹介していただいております、任意の働き掛けという形で、対象者にパンフレットを配っていただき、アクセスしてもらうような形で運用を行っております。

関係者の方にご尽力いただいているのですが、我々の率直な悩みとしましては、任意の働き掛けに止まるものなので、その中から相談に来られる方は少ないという実態がございます。

そういった背景がある一方、性犯罪等については、福岡や大阪では性犯罪者に対し住所の届出義務を課し、社会復帰のためのカウンセリングを受ける機会を確保しようとする取組が行われているところでございます。

罪種等を限定した福岡や大阪の取組みについての評価はおいておくとしまして、犯罪者全てに同じことを実施することは現時点のリソースを考えますと現実的ではないため、まずは強制的でなくても高齢者の方々が相談に来やすくなる条件には何があるかというところについてご知見をいただければ幸いです。

(太田教授) ありがとうございます。難しい質問だと思います。

まず、任意の働き掛けをどうするかという点も大きな問題だと思いますが、任意でも、支援を受けたい人はおりますので、そういう人にはきちんと情報提供を行う必要があります。

知らなかったという人もいると思うので、それはそれで重要です。

情報提供を受けて来る人は、どちらかという問題が少ない人で、一番問題性が高い人は、知っていても来ないタイプの人なので、そこには義務的なものが必要だと思っています。

ただ日本では義務・強制的なものを課するのが難しく、批判を受けやすいので、微罪処分のところに（義務的な）制度は作りにくいのですが、起訴猶予の段階で、起訴猶予する代わりに条件、例えばカウンセリングを受けることなど、を履行することで再犯防止が見込める状況であれば、高齢者について義務的なものを課して、半年や1年様子を見て、問題がなければ起訴猶予にするなど、そうした仕組みが必要ではあるかなと考えています。

もっともすべてにその制度を適用するべきとは思っていません。

では、任意の方法でやるならどうしたらよいかというところについては難しいところですが、薬物依存者の場合、被疑者段階から、執行猶予になるかは分からないけれども治療プログラムに関する情報提供しておいて、実際に執行猶予になった後にプログラムを希望する人も結構いたということですので、被疑者段階から、高齢者に対して、処分はどうかとはわからないものの、こういうプログラムがあるから、きちんと支援を受けたらどうかという情報提供をしておいて、結果的に起訴猶予や執行猶予等になった後に支援につながる可能性があり、それを地道に続けていくことが必要だと思います。

(西川座長) ありがとうございます。

難しい問題で御意見がいろいろあると思いますが、ここで休憩を取ります。

5分後に再開といたします。

(休憩)

(西川座長) それでは、次に、「性暴力等についての再犯防止施策」について、宮園様から御講演をいただきます。

よろしくお願いします。

## (2) 講演2 性暴力等についての再犯防止施策

東洋学園大学宮園教授から、「婦人相談員への調査結果からみる性暴力被害の実態」という題で、

- ・ 婦人相談所に対する調査から判明した性暴力の被害者・加害者の実態
- ・ 性刑法改正後の性暴力対策のあり方

に関する御講演を頂いた。

(西川座長) ありがとうございました。ただいまの御講演に御質問はございますか。御質問や御意見のある方は、挙手願います。

(坪原課長) 非常に参考になります。

なかなか、ストーカーやDVなど性被害の話については、公務員であっても直接に担当する職員以外はなかなか知る機会のない世界であり、大きく報道されづらい家庭の中の話や性被害について、このように数字で示していただいて大変衝撃的な話でありました。

また、加害者について、再犯防止という観点でアプローチをしなければならぬところで、こうした方々にどのような対応をしていくのが一番効果的なのか、福岡や大阪で行われている性犯罪者に特化しての対策などあると思いますが、そのような点について先生の知見を頂ければと思います。

もう一点、福岡の条例の話にもありましたが、最終的に性教育の重要性について学校が非常に大きな役割を果たしているところで、東京都教育庁も制約がある中で教育していただいているところでございます。

我々は青少年健全育成の所管として意識すべきこともあると思いますが、学校教育に加え、家庭教育の中でジェンダーをどうとらえるかということについて知見を頂きたい、以上2点お願いいたします。

(宮園教授) 御質問ありがとうございます。

本当は加害者についてもお伝えすべきだったのですが、私たちが今回この調査を行った大きな目的は、性的虐待を行っていた父親の無罪判決など、多くの判決が、いくらおかしいと声を上げて、フラワーマーチなど被害者たちが活動を行っても、なかなか動かず、セクハラには罪はないんだなんていう人もいるので、これを動かすには数字だと思い、数字で実態を示すことによって、一つの施策の提案になればと思って実施しました。

加害者に関して言えば、DV 加害者のプログラムについて長い間内閣府でも検討が行われています。

私が刑務所の視察委員もやっていて、無期刑の性犯罪者と面接する機会があったのですが、支援も充実して、家族からも支援されていると言っていました。

刑務所の中ではそうしたプログラムを非常に効果的な形で様々実施しており、効果を検証しているところですが、確かに、プログラムを受けた者と受けていない者を比較するとプログラムを受けた者の再犯率が低くなっているというデータがあります。

また、DV の加害者プログラムに関しては、アメリカやスウェーデンだと自分がお金を払って受ける場合には比較的高い効果が出ているが、刑務所等で強制的にプログラムを実施した場合には効果がないとする研究もあります。

スウェーデンにおいては積極的にプログラムを展開しています。

先ほども申し上げましたが、今の日本の DV 政策は「被害者が逃げる施策」です。

一方、DV 加害者施策に関して、内閣府の方で調査を行っていて、各地方公共団体に加害者プログラムで連携している NPO・NGO はあるかという調査では、ほとんどが持っていないということが分かりました。

むしろ DV 法では市区町村がフロントラインとして、DV 対策を取らなけ

ればならないことになっているし、なおかつ再犯防止推進計画もあります。

スウェーデンで効果的だと言われているプログラムを見てきましたが、日本では実施は難しいものもありますので、まずは「被害者が逃げる対策」ではなく、「加害者の改善更生を目指した対策」を講じるのだと方針を決める必要があるだろうと思います。

今は検討途中であるけれども、今後そのような対策を取っていきたいと明確に打ち出していただくことがまず大事だと思います。

裁判まで手が届かない、そこまで到達しない被害者が山のようにいるという現実があり、今まで親告罪でしたので、実際に犯行があっても、被害者が申告しなければ起訴もされないわけです。

それから少し法律が変わったので、状況が変わっていくといいなと思います。

福岡の条例についてですが、これは人権教育なのに、教育委員会では性教育と言われて、避妊具の使い方とか教えるのだろう、とバッシングを受けているらしいのです。

そうではなく、性暴力の根絶は人権教育、性的自己決定にあるので、そういうことについての教育を行おうということです。

体の性の仕組みなど、いわゆる性教育の部分もないわけではないが、性差別とか、人権とか、それをちゃんと尊重することを謳っていくことが必要だということで、それはいわゆる性教育という狭い範疇にとどまるものではありません。

先ほどの韓国の例でいうと、文科省のカリキュラムにこういう人権教育のプログラムが入っていると伺いましたので、そうした新たなカリキュラムを作っていただくのが重要なのかなと思っていますが、なかなか、大変だということは伺っております。

(四方教授) 貴重な御意見ありがとうございました。

先生にお伺いした方がいいのか、東京都に伺うほうがいいのか分かりかねますが、例えば児童虐待ですと、国でいえば厚生労働省が担当で、地方では児童相談所が担当している。

ストーカーですと、国なら警察庁、都道府県ですと各県警が対応している。

性犯罪対策やDVについては、事件化をするときは警察ですが、被害防止対策としては男女共同参画など、観点はいろいろありますが、自治体レベルでの司令塔は実際、安全安心の担当なのか、男女共同参画系のところになるのか、どちらなのか。

どうしてこのようなことをお伺いするかというと、加害者対策をするのは、現行法では難しいところで、それでも何かしらの対策をしなければな

らない。

なるべく精神科医の先生に診てもらおうとか、DVの家族関係を修復するか、そういう施策の推進主体が、自治体だとどこになるのでしょうか。

(宮園教授) 東京都の場合も、国でもそうですが、みんな縦割りの状況です。

被害者がDVで相談に行っていたり、事前に子供を保護するところに関わっていたりしても、横のつながりができていなかったものもある。

今回お話しした婦人保護事業というものが、被害者に関して全部受け入れており、現状、児童虐待、DV、ストーカー、性暴力、売春も一手に引き受けています。

法律が拡大し、売防法が外されて、困難を抱えた女性に関して新たな法の枠組みを作ろうとしているので、司令塔が統一的なものになるといいなと。

ただ、女性だけに特化してしまうのがいいかどうかも問題です。

ただ、地方公共団体としては、再犯防止計画とDVの基本計画については少なくともその策定は責務ですよね。

所管はどのように分かれているのでしょうか、再犯防止計画は安全安心、DVは男女共同参画なののでしょうか。

(坪原課長) 再犯防止計画については、取りまとめ部局は都民安全推進本部で、具体的にどう進めるかというところについては、おっしゃるとおり、国と同様、それぞれの機能ごとに縦割りの面もあります。

例えば被害者支援であれば総務局、女性という観点からいうと、生活文化局が所管しております。

ある面では、縦割りの強みといいますか、その分野を掘り下げてみる事ができると思います。

ただ、都民安全推進本部が治安対策で必要として当初発足した理由は、例えばそのような性被害対策など制度の狭間に落ちてしまうもので、最終的には各専門部局にお願いしなければならないものについて、なんとかそのすき間を埋めていくことを目的としています。

例えばどの専門か判断のつかない相談については、我々の事業に「若ナビα」があって、周りの専門機関にリファーしていくという仕組みがございまして、そうした形で横連絡の機能を果たしていかないと考えております。

(西川座長) それではまた休憩に入ります。

10分後に再開しますのでお願いいたします。



(休憩)

(3) 事務局説明 東京都再犯防止推進計画と特殊詐欺対策について

(西川座長) それでは再開します。

次に、再犯防止や特殊詐欺の対策について、東京都の取組を説明していただきます。

よろしくお願いいたします。

(坪原課長) それでは、東京都の再犯防止施策について、現在、東京都再犯防止推進計画に項目が取りまとめられておりますので、こちらについて説明をさせていただきます。

時間が限られておりますので、簡単な説明とさせていただきます。

まず、都の再犯防止推進計画については、国とほぼ問題意識は同じで、再犯防止推進法に基づいて、都道府県の推進計画を作成しなければならないという努力義務に対応して作成しております。

東京都においては、いわゆる再犯者の絶対数が大幅に増えているわけではなく、再犯者の占める割合が増えており、特に犯罪者数が減っている中で、そのような傾向にあります。

そして東京都で特徴的なのが、再犯者の犯行時住居地として東京都が多い、そのため、出所者が東京に人が集まってくるし、他の県からも流入してくる可能性があるというところが、他の広域自治体と比べても顕著な特徴であると思われま。

そして再び刑務所に入る人の割合は高まっているため、我々としても、刑法犯の認知件数は減ってきている状況にはありますが、より安全安心を高める観点から、再犯防止は喫緊の課題であるところです。

次に計画の策定のねらいですが、再犯防止に関して、犯罪を1回、またはそれ以上犯してしまった者が抱える課題を社会全体で解決していくという面ももちろんありますが、当然、被害者にとっては、犯罪に遭わないのが一番ですので、未然防止とともに、立ち直り支援をして犯罪そのものを無くしていこう、都民安全推進本部の中で予防と調整を行っていこうというところでございます。

結果として、誰もが安全で安心して暮らすことができるセーフシティを実現することを目指しております。

また、この計画は法に基づいているという説明は省略させていただきます

す。

策定の経緯につきましては、様々な団体から意見を頂きまして、最終的には本年の7月31日に策定、公表となっております。

その過程で都庁内各局、警視庁、国、様々な有識者から協力を得たところでございます。

計画の概要につきましては、東京都における再犯防止のマスタープランとして、各局・関係機関において取り組んでいる施策を網羅した形になっており、それ以外にも国で取り組んでいる施策をコラムの形で伝えることで、全体像を掴みやすいようにしております。

基本的に、犯罪をした者であるかにかかわらず、都民に提供しているサービスについては、再犯防止に資するものが多数あります。

再犯者となると、それ特有の問題点もございますので、サービスが結果として提供しにくくなっているという問題点があるものもありますが、それを含めサービスを受けやすい環境を作る観点からも、各サービスを網羅的に並べて、最終的にはこれらサービスが効果的に機能して再犯をさせない方向に導くことを目的とし、関連のある施策を全て記載した計画となっております。

計画期間につきましては、令和元年度から5年までの5年間、この期間内で施策のある程度の方向性を見まして、検証の後、必要に応じてさらに具体的な施策を検討していくことを考えております。

具体的な取組について、大枠では就労・住居、これがないと再犯率が高くなりますので、こちらを支援していく、そして保健医療・福祉サービス、現在、当本部事業で高齢者よろず犯罪相談を行っていますが、高齢者はここが主に問題になってきます。

そして少年非行、数は減少してきたものの依然としてかなりの件数となっておりますので、学校と連携して対応を考えていく必要があります。

また、犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導・支援について、常習性のあるもの、更生可能性のあるものについて、特性に応じて、プログラムを検討する、現状は明確なものがあるわけではないですが、そのような支援を模索していく。

そして民間協力者について、再犯防止には保護司をはじめ皆様の協力が欠かせないので、民間協力者と連携して、都ができることはないかということで、関連施策が入っております。

そして6番の再犯防止のための連携体制の整備ですが、まさに今後施策を決める中で、関係者との情報共有が必要である、そのため今後は協議会を設置して、時期は未定ですが、施策を進めていきたいと考えております。

都民安全推進本部において実施している施策で大きなものとして、「若ナビα」という相談機関がありまして、若者限定ではありますが、いわゆ

るもやもや相談、そもそも問題の所在が話をよくよく聞いてみるまで分からないものも含め相談対応を行い、もちろん再犯に関する相談も受け付けてまして、関係機関にリファーする仕組みになっております。

特にここには非行専門の相談員もおりまして、非行少年・非行歴を有する若者についても適切に就労等に結びつけていくことを考えております。

その他の取組みですが、パンフレットで紹介しております高齢者よろず犯罪相談は、加齢による身体的な機能低下と関連した犯罪相談を扱っているところとして、高齢者に利欲犯が多いといっても、実際のところは認知症が背景にあったり、場合によっては生活の困窮があり、生活保護等を利用しないことから起因している可能性もありますので、そのようなところをフォローする、モデル事業として始まったものでございます。

学校との連携については、記載しているとおりです。

民間協力者との協力については、様々なガイドブック、関係機関を分かりやすく一覧表にしたガイドブックを作成し、関係機関や保護司の方に配布しています。

また、この分野については法務省と協力をしながら様々な施策を進めていくところでございます。

新たに都一丸となって再犯防止推進計画を進めていくため、現在協議会の設置を進めているところです。

再犯防止計画については以上です。

(西川座長) ありがとうございます。

先に西川課長から説明を受けてから質問に移ります。

(西川課長) 治安対策課長の西川です。よろしく願いいたします。

私からは、東京都における特殊詐欺被害防止対策について紹介いたします。

皆様からもぜひいい案をいただければ幸いです。

まず都内の特殊詐欺被害の状況ですが、平成 20 年以降警視庁による検挙対策や銀行による預金引き下ろしの制限、銀行窓口での声掛け、携帯電話事業者による犯行使用電話番号の使用制限などにより、おおむね 2000 件前後で推移しております。

平成 29 年から 30 年にかけては急激に増加している状況で、平成 30 年の被害件数については過去最悪、被害金額については過去 2 番目に多い状況になっております。

本年の特殊詐欺被害状況についてですが、9 月末現在で 2874 件で、昨年同期に比べてマイナス 246 件、被害金額は約 40 億 1700 万円で、昨年同期に比べて、マイナス 12 億 2700 万円ということで、件数・金額ともマイ

ナス傾向ではありますが、その理由についてはまだはっきりとは分かっていない状況です。

また、本年度の特徴としまして、グラフの黄色と緑色の部分ですが、詐欺盗と言われる犯罪が増えています。

「キャッシュカードが不正に使われている」などと言って、キャッシュカードの確認をし、キャッシュカードを返す振りをして封筒に入れさせ、封印のための印鑑を用意させる際に、偽物のカードとすり替える新たな手口が増えている状況が見受けられます。

ちなみに詐欺盗だけで言いますと、9月末で610件、昨年同時期に比べてプラス435件、ATMでの引き下ろし金額は約9億6000万円で、昨年同時期に比べてプラス6億8000万円で、特殊詐欺全体の被害はマイナスとなっていますが、依然として被害は高止まっております。

現在、東京で実施している3つの特殊詐欺防止対策についてこれから紹介いたします。

一つ目は、自動通話録音機設置促進補助事業です。

自動通話録音機とは、固定電話につなげるだけで、着信が鳴る前に、自動録音をすることを発信者側に警告し、通話を録音する装置です。

着信音が鳴る前に、相手側に警告の音声流れるため、犯人側は録音を嫌って、電話を切ってしまう。

犯人は一か所に止まらずに、どんどん次の電話を掛けたいために、すぐ切ってしまうため、犯人からの電話に出る機会が非常に少なくなる。

そのような装置の設置を促進しています。

(自動通話録音装置からの音声再生) この電話は、振り込め詐欺などの、犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。

これから呼び出しますので、そのままお待ちください。

(西川課長) この装置の経費と台数ですが、平成27年に被害防止の緊急対策として、東京都で2万台購入しまして、高齢者の人口、被害実態を勘案して警察署、区市町村に分配し、高齢者宅に配布いたしました。

平成28年からは、住民にとって身近である区市町村の自主的な被害防止対策を支援する形に移行しまして、区市町村が購入する自動通話録音機の2分の1の金額を都が補助する事業として実施しております。

予算としましては、平成28年度から30年度までの3か年で合計5万台分の補助金で取り組んでおります。

3年間の申請台数につきましては、表のとおりで、29年、30年に被害が増加したことがあり、申請台数も増えているところでございます。

平成28年度から始めました本事業につきましては、平成30年で終了す

る予定ではございましたが、29年、30年の特殊詐欺被害が増加したこと、それから防止対策としては、この自動通話録音機が大変有効であること、自治体から補助事業の継続を求める声が多かったことから、令和2年度までの2年間、年間4万台の予算で補助事業を継続しております。

特に今年度につきましては、平成30年の特殊詐欺の被害が多かったことでもあります。本年に入りまして発生がありました、アポ電強盗の発生によりまして、高齢者はもとより、離れて暮らす高齢者のために、ご家族が設置を希望する方が非常に増えまして、すでに3万5千台を超える申請があるところです。

この自動通話録音機の成果についてですが、設置世帯から被害がほとんどないため、非常に有効であること、セールスなどの迷惑電話も減っているということです。

また、自動通話録音機の設置を呼び掛けることにより、各自治体でも、登録番号以外の着信を色で知らせる機器を新たに導入したり、あるいは在宅でも留守番設定をしてもらい、直接電話に出ない対策などが広まっています。

ただ、問題点としては、本当に自動通話録音機が必要とされる世帯への配布ができていないのかということだと思います。

高齢者で自ら欲しいと言ってくれる方は、非常に防犯意識が高い方、元々電話が掛かってきても、被害に遭いにくいと思われそうですが、それよりも防犯意識や関心の薄い方、もしくは自分は大丈夫だと思っている方に、どのように配布していくかということだと思います。

警視庁や区市町村において、高齢者宅を訪問する機会のある職員に協力を得て、被害に遭う可能性のある方に、直接配布しているところもあります。

二つ目が、プロの劇団員による被害防止講演です。

当課が作成した台本を、プロの劇団員に演じてもらい、どのような流れで犯罪が行われているのか、どのような状況で被害に遭うのかを、演技で具体的に知ってもらうという事業です。

区市町村が主催する高齢者集会、健康講演会などの他に、町内のお祭りやショッピングモールのフードコート前など、ご家族が数多く集まる場所などで行うなど、工夫を凝らしながら、都内各地で年間80回実施しております。

芝居の中では、先ほどお話した、キャッシュカードを交換させる最新の手法なども取り入れながら、犯人がアジトや名簿を活用して特殊詐欺を行う仕組みなども紹介しております。

また、自動通話録音機についても有効性について、演目の中でお話しております。

講演は、DVD 化しまして、少人数で集まるサークルの場でも活用できるようにしており、各市町村、警察署、シルバー人材センター、老人クラブなどへも配布しております。

また、都民安全推進本部のウェブページでもご覧いただけるようになっており、自宅でも、家族で視聴できるようにしております。

これを観た方がアドバイザーとなっていて、周りの人に教えていただくことを期待しているところです。

三つ目が、民間企業との連携です。

本年 8 月、LINE 社と特殊詐欺の被害防止に向けた連携に関する協定を締結しました。

SNS やメールによって、高齢者やその子供に日常のコミュニケーションを通して家族の絆を強めていただき、連絡、相談がしやすい環境を作っていて、特殊詐欺の被害防止に生かすことを考えております。

LINE 社と締結した理由は、LINE の特徴としまして、通話相手が特定しやすいこと、通話ボタン一つで簡単に通話でき、ビデオ通話であれば、本人確認が容易であるため、なりすましを防止できること。

また、グループトークについては、家族や親しい人に同時にメッセージを送信でき、様々な情報を共有できます。

不審な電話があったときに、連絡や相談がしやすい環境を作ることができ、LINE は、国内利用者が非常に多く、利用者の年齢層も広いため、高齢者からその孫にいたるまで、各世代間のコミュニケーションを図ることができます。

お手元に配りましたリーフレットは、協定により作成したのですが、被害対象者となる高齢者用と、その子供世代、高齢者ジュニア用の 2 種類を作成して、都内で配布をしております。

家族とのコミュニケーションの大切さを幅広い世代へ普及するとともに、普段のコミュニケーションが詐欺から家族を守るというコンセプトになっております。

なお、このリーフレットについては、イベントでの配布の他に、一部携帯事業者で行っている高齢者を含めたスマートフォン教室などで活用しております。

LINE で公式のアカウントも作成しました。

公式アカウントにおいて、警察庁・警視庁の協力を得て、被害防止に関する様々な情報を見ることができるようになっております。

警視庁がツイッターで提供する最新の詐欺被害状況、アポ電の入電状況なども見ることができますし、警視庁で作成したアニメを使った被害防止動画を、必要な時にいつでも手軽に、ボタン一つで観られるようにしております。

もう一つの特徴として、架空請求はがきを見破ることができるアプリを利用できるようにしました。

「これって架空請求」というボタンをタッチしていただくと、架空請求はがきかAIが判断してくれる、スキヤム・ディテクターという公式アカウントにつながるようになっております。

このスキヤム・ディテクターとは、川越市議で弁護士の川目武彦様が代表を務めます、リーガルテック株式会社が開発した判定アプリで、LINEで友達登録をすると無料で利用できます。

今回の公式アカウント開設に当たって、リーガルテックの承諾を得まして、アカウントからアプリに移動できるようにしていただきました。

このアカウントではがきを撮影して送信すると、AIが架空請求か判定をしてくれる。

自動判定ができない場合は、弁護士自らが画像を見て、1日以内にといいうことですが、LINEで結果を通知してくれるとのことでした。

LINE社の協定により、今後も特殊詐欺の被害防止のための調査研究を継続して実施します。

今回リーフレットの作成に当たっても、LINEリサーチによって調査を実施したところ、70歳以上の女性の70パーセントがLINEを利用することによって、家族とのコミュニケーションが増えた、という結果が得られ、そのことをリーフレットにも反映しております。

引き続き、LINEリサーチを活用させていただきながら、SNSを活用したコミュニケーションづくりや、どのように都民にアプローチしていくことができるかを調査していきたいと考えております。

企業とのコラボレーションの二つ目は、特殊詐欺の撲滅川柳です。

「合言葉 祖父母を守る 愛言葉」こちらは、昨年度、第一生命、警視庁、東京都共催で募集しました特殊詐欺撲滅川柳2018において東京都賞を受賞した作品です。

第一生命様が毎年行っているサラリーマン川柳と連携しまして、多くの方々に特殊詐欺に対する関心を持っていただき、覚えやすい川柳の言葉で気づきが与えられ、被害防止につながることを目的として、実施しました。

応募総数は全国から1086首集まり、優勝作品につきましてはリーフレットや案内等で活用しております。

また、本年も10月の1か月間ではありますが、特殊詐欺撲滅川柳2019を募集いたしました。

本年は、新たにアンダー18、小・中・高校生の部を設けまして、若者から高齢者に向けたメッセージを募集し、家族ぐるみで特殊詐欺について考えるきっかけになるよう実施しました。

入選作品につきましては、特殊詐欺根絶イベントに合わせまして、表彰

式を実施する予定です。

東京都からの賞品は、2年連続で、自動通話録音機を予定しております。

以上で、特殊詐欺被害防止対策についての説明は以上となりますが、総括しますと、犯人からの電話に出ないための対策として、自動通話録音機の設置促進をはじめとした電話防止機能付きの電話の活用、それから留守番電話の設定促進、詐欺ではないかとの気付きを与える施策として、特殊詐欺撲滅川柳や詐欺被害防止講演などを通して、詐欺について広く知ってもらう広報啓発活動を推進しています。

詐欺や不審な電話に関して、家族に相談する環境作りとして、普段からの会話、メールやLINEの活用により、気軽に相談ができる関係づくりを促していきたいと考えております。

私からの発表は以上です。

(西川座長) ありがとうございます。

いろいろと新しい施策を紹介していただきました。

それでは、ただいま東京都から説明のありました、2つの事項について、意見や質問等あれば、挙手をお願いします。

(立川市) 立川市でございます。

いろいろな施策を実施していただき、ありがとうございます。

特殊詐欺について、先般行われたフォーラムに実際私も参加しました。立川市でも、都の補助金を頂いて現在も通話録音機の配布を実施しておりますが、先ほど話のあったアポ電強盗もあり、一気に配布台数が増えまして、通常の5倍以上の台数が一気にはげ、在庫切れの状態もありました。やはり非常に役立つということで、市民の皆様からも「よかった」という意見を頂いております。

その中で、令和2年度までの補助体系とお話がありましたが、それ以降どうなるのかが気になるところです。

その関係の情報がありましたら、お願いします。

(西川課長) 答えが非常に難しいところです。

アポ電強盗が1月に発生し、それから年度末に連続発生したことで、(通話録音機の)台数が枯渇したことから、新年度まで皆様にお待ちいただいたところ、ご迷惑をお掛けしました。

私個人としては、自動通話録音機が非常に有効であることは間違いないので、それに代わる新たなシステムができれば、そちらに移行することはありますが、今のところ考えられるところでは、自動通話録音機が必要だと感じております。



将来の見通しについては、はっきり言えず申し訳ありません。

(西川座長) 都には頑張ってくださいということで。

一般の電話にも自動通話録音機のような機能が付いているものはあるのですか。

(西川課長) 先ほどご紹介しました、迷惑防止機能付き電話も発売されております。

登録した番号以外から掛かると赤色で示すなど、「これはご家族からの電話ではないですよ」と注意喚起をするような機能が付いている電話も販売しているところです。

(西川座長) 自動的に録音したり、電話に出る前に注意喚起するものはありますか。

(西川課長) 自動通話録音機自体は、販売もされています。

(西川座長) 他にご質問ありますか。どうぞ。

(宮園教授) 今の話について、伊藤先生も国の政策評価懇談会に委員として出ていらっしゃるご存じかと思いますが、そこでうるさく言われるのが PDCA できて、効果測定を大事にしています。

効果測定が立証できれば、予算要求はできると思うのですが。

効果があるとおっしゃっても、性犯罪の分野もそうですが、数字が強いので、立川市などで調査して、効果があったというアンケートをもらえば、施策が動くのではないのでしょうか。

(西川課長) ありがとうございます。

必ず予算要求のときには、自動通話録音装置を使ってほとんど被害がないという実績の数字を出してはおります。今後さらに声を拾いながら要求していきたいと思っておりますので、頑張ります。

(立川市) ありがとうございます。

立川市では、市長がご自身の自宅に自動通話録音機を設置しまして、それが非常によかったと、ことある場所で発言しており、立川市議会では、効果を理解していただいております。

(西川座長) 他に問題点等ございますか。どうぞ。

(星教授) これだけ録音機が普及してきて、証拠が残ることもあると思いますし、

このような典型的な電話は危ないよ、と周知するといいと思います。

架空請求はがきは、AI で判断できるというものがありました。

オレオレ詐欺の音声については犯罪捜査に関わる話があるので、簡単に  
出せないかもしれませんが、典型的な文言について、録音機を設置した  
ことがない人は多いと思うので、「このような会話は怪しんでほしい」とい  
う例をウェブサイトに掲載るとか。

いちごっこになってどんどん新しい手口が出ますが、このような手口  
に気を付けてくださいと、ウェブサイトにも、犯人の声そのものでなくても、  
劇団員の方などに吹き込んでいただいた音声を上げていただくなど、都民  
がシミュレーションをすることはできるのでしょうか。

(西川課長) 警視庁の方では、ウェブサイト上に実際の犯人からの電話音声を流して  
おります。また、イベントにおいてもそのような素材を活用しております。

#### (4) 意見交換

##### －高齢者社会における安全対策について

(西川座長) それでは、今日それぞれのテーマについてお話いただきましたが、それ  
らについて意見交換をお願いします。

つきましては、高齢社会における安全対策について、御意見ある方は挙  
手願います。

では、四方先生。

(四方教授) 先ほどの太田先生の発表について、微罪処分での警察段階、起訴猶予で  
の検察段階、それから刑期が終わった後、受刑者が世の中に出ていく段階  
と、何段階かありますが、自ら支援を求めない人もいるものの、何とか支  
援につないでいくことが必要だということでした。

その中で、先ほど東京都から説明のあった、高齢者よろず犯罪相談は期  
待できる施策かと思っていますが、太田先生がおっしゃったように、おそ  
らく相談などを通じて、必要な支援をする部局とか、場合によっては福祉  
につなげる流れになるかと思っています。

当然に受けるべき福祉につなげる場合には問題がないかもしれませんが、公的福祉や医療では対処できないもの、NPO のプログラムなどを受け  
なければならないような場合に難しくなると考えています。

私は NPO を運営を知っているわけではないのですが、印象ですと、財政  
状況が厳しい中でやってらっしゃるところが多いと思われ、相談体制が強  
化されて、NPO に対応を振ろうとしても、ただ単に振られるだけでは困る  
のではないかと考えられます。

また、NPO 等に振ろうとしたが、対応できなかった事例は記録を残しておいて、これからすぐ予算が付くなら別ですが、受けられない理由を残して、分析し、将来の予算要求等につなげる必要があるのかなど。

工夫をしていただいて、せっかく再犯防止の機運が盛り上がっているこの間に進めていただければと思います。

(坪原課長) おっしゃるとおり、高齢者よろず犯罪相談は法務省からのモデル事業のため、データや実態を踏まえまして、今後の施策をどう進めていくかを検討する必要があります。

また、民間協力者、保護司の方に非常に大きな負担を掛けながら進めている現状です。

もちろん、実際に福祉機関にたどり着く前の段階で、医療機関にかかることも難しいこともある、特に性犯罪の世界で顕著ということですが、実際民間の受皿がどの程度あるのか、東京都も始まったばかりということと把握していないという現実はございます。

こうしたデータを取るところからはじめ、来年度以降しっかりと予算を確保しながら、実効性のある施策を考えていきたいと思います。

関連していろいろと御知見をいただければ幸いです。

(西川座長) 私からも一点。

東京では、少年サポートセンターは増えているのか、少年のサポート体制はどのようになっているのでしょうか。

(坪原課長) 少年をサポートする施設として、警視庁には少年サポートセンターが、教育長では教育相談という、若年層の相談を受ける仕組みがございます。

青少年プラスアルファとして、年齢が少し超えた者についても、少年時代からの問題が引き続いているところもございますので、我々の事業の若ナビαにより、切れ目のない相談支援を提供し、問題を持ち越さないように相互連携しているところです。

(西川座長) その時に議論となるのが、担当する人材ですね。

昔は各県に、基本的に少年のサポートに知見のある少年補導員がたくさんおられた。

また、先ほど四方さんから話のあった NPO に対する支援について、ボランティアを行うときに実際に動ける人を集めることができるような支援の仕方、組織の構築につながる支援の仕方が必要だと思います。

(坪原課長) 専門家の育成というところについては、常に課題があります。

元々青少年支援につきましては、そこまで団体の数が多いわけではなく、大学等で心理系の専攻をされていた方が主力となって活躍していただいております。ただ、そのような方は需要に見合うだけの十分な数がわけではなく、しかも安全安心や青少年行政の分野に来ていただけるかという問題があります。いずれにせよ NPO と連携しながら、裾野の拡大を徐々に進めているところです。

再犯防止は世代も広がっていく中で、支援団体、教育が拡大できるかというところについては、正直なところ、前科者に接触したことのある、教育関係の方、心理学系の方はとても少ないところですので、どう乗り越えていくか。

そこは役所も含めまして、その点は大きな課題であると考えております。

(西川座長) 分かりました。

他に御意見ありますか、どうぞ。

(星教授) 高齢者犯罪については、東京都で数年前検討させていただいて、そのとき難しいと思ったのが、刑罰を受ける中で、刑務所の中において改善更生し、再犯防止を考えるというものであるが、高齢者については人的な働きかけが難しい。

65、70 歳になってくると、自分なりの規範意識ができあがっているわけですが、それがよくない形で表れてきてしまうのが高齢者犯罪なのかなと思います。

高齢者は、自分の規範意識にある種の根拠のない自信のようなものがあり、なかなか話を聞いてくれないなど、改善の努力をしようにも開き直られてしまうこともある。

単純に対比はできませんが、少年に対して犯罪者扱いせずに少年法に沿う形で行ってきた施策が高齢者にも同様に適用できるかということ、難しいところがある。

人的な働きかけが難しくなると、犯罪につながるような生活状況を解消できるかという可能性を考えていくしかない。

昨今の状況に合わせて、都は高齢者よろず犯罪相談を設置と思うが、今は任意の相談となっていて、積極的な働きかけは難しいと思うが、相談を通じて知見が得られてくると思うので、それを生かして高齢者たちを相対的に安定した生活につなげていくことを考えるしかないのかなと思います。

生活状況に起因する犯罪が全てではないですが、本人に働きかけて自主的に改善してもらおうのは、なかなか難しいと思うところです。

それから、少年についてもそうですが、少年犯罪と一括りにしても、問

題が見えないいろいろな少年犯罪がある。

高齢者犯罪も年齢が 65 歳以上だったというだけで、いろんな背景があるはずである。

先ほど太田先生の報告にもありましたが、特に介護疲れ殺人のようなもので、犯罪傾向が今までなかった人が犯してしまったものについては、再犯を考える必要はほぼなくて、いかに事前に抑えるかが重要で、力点の置き方が違ってくる。

高齢者犯罪というと、センセーショナルに聞こえますが、いずれにせよ何が問題なのかを、いろいろな相談事業をされる中で、情報共有し、適切などころにつなげていくための仕組みづくり、先ほど話がありましたが、全て抱え込んでしまうとパンクしてしまうので、少し流せるフローを作るといことで、引き続き取り組んでいくかれないと思います。

(伊藤教授) いろいろお話を伺いましたが一言。

私は犯罪被害者の問題について取り組んできましたが、今日お話を伺う中でもありましたが、今犯罪認知件数自体が減っている中で何が問題になっているかという、ストーカー、DV が非常にクローズアップされています。

また、DV と児童虐待がセットになって問題になっていますが、たまたま医療機関のソーシャルワーカーとお話したときに、病院では DV の被害者を扱うことが多いと。

絶対に被害に遭っているのだが、被害者に、いざ相手を訴えるか、被害を訴えるか聞くと、「いや、いいです」と。

本当にひどい被害に遭っているのに結局表沙汰にならず、負のサイクルで女性がまた被害に遭うことが結構あると伺いました。

病院は意外と把握しているので、病院関係者の気付きで、被害者と加害者が適切などころにつながれば、そういった負のサイクルを断つことになるのではと思います。

それから、DV やストーカー行為をする人が増えているのかなという実感があります。

その点、再犯防止という観点で考えると、被害を少なくしなければならぬ中で、先ほどお話にもありましたが、例えば教育機関でもっと啓発し、ストーカー、DV は犯罪であると若い時から教育していかないといけないと思います。

被害者の問題をやっている、教育委員会や教育機関から、「また被害の問題をやらされるのか」という声をいただくこともあるが、行政としては、表面化している犯罪、実際に被害者がいるということのを重く受け止め、これに対してどのような取組ができるかを真摯に考えていただきたいと

思います。

(西川座長) ありがとうございます。

後のテーマに関する言及もありましたが、他に高齢者犯罪対策について御意見ございませんか。

今日のお話で、高齢者犯罪の中で、独居の方とか、配偶者のみで外の世界との関わりがない方の割合が多いというデータがありましたが、地域での人のつながりを見直すべき。

都心はまだいいですが、地方は人口が少ないので、特に難しい面もあります。

(坪原課長) 都内は非常に人が多いと言われますが、23区と多摩地方では大きく状況が異なります。

防犯カメラの普及で見ると、防犯ボランティアの多い23区では、カメラの普及も進んでおりますが、自治会・町会の機能が昔ほど強くないニュータウンなど、現在は地域のつながりが強くはないところもあります。

また、多摩地方では、防犯カメラの運用主体となる防犯ボランティアが少なく、地域活動が活発ではないという違いが出てきているところです。

地域のつながりをどのように築いていくかがやはり課題となっております。

防犯カメラの普及事業は、見守り活動をやる中で、防犯カメラの設置を補助する施策ですので、そうした形で地域コミュニティを防犯という目的で築いてほしいという狙いがあります。

地域での子供の見守りという機運を捉えながら、地域コミュニティを区市町村の方と一緒に再生できないかと取り組んでいるところでございます。

(西川座長) ではここで、休憩に入ります。

5分後に再開します。

(休憩)

#### (4) 意見交換

##### －性犯罪等についての再犯防止施策

(西川座長) 引き続き、先ほどご講演いただきました、「性暴力等についての再犯防止施策」について御意見のある方は、挙手願います。

四方先生、お願いします。

(四方教授) 一つ目は、性犯罪、特に DV 関係で、講演後の質問でも申し上げたことに関連して、予防・検挙・被害者支援などについて、自治体における司令塔はあるのでしょうか。

いろいろな施策が必要な中で、「このような施策が足りない」など（を整理する）司令塔機能があれば、関係部局に指示をして、間隙を埋めていくことができる。

それが、男女共同参画を司る部局なのか分かりませんが、司令塔の必要性を応援する意味で申し上げたいのが一つです。

二つ目は、性犯罪に限らず全体の再犯防止について、都民安全推進本部が中心になって、関係部局や区市町村、国と民間団体との多機関連携が必要かと思いますが、施策の推進力となる、都議会筋など各方面の方を巻き込んだ他機関連携の仕組みが必要ではないかと。

また、この後もう一度この点について触れるか分からないのでお話しておくとして、SNS 上での青少年の被害について、場合によっては条例改正も視野に入れることもあろうと思いますが、罰則のありなしについて以前櫻井先生から御懸念の話がありました。

私は結論から言いますと、罰則規定に賛成です。

ただ、規定を置くときに、プロバイダ等の事業者に削除権を付与するか、そのような規定の形はハードルが高いかもしれません。

そのような規定ができれば大きな成果になると思いますが、事業者の方も反対が強いでしょうし、通信の自由もあるので、プロバイダ側に義務を課するのはハードルが高いでしょう。

基本的に悪いのは悪意を持って書き込みをする人たちなので、そのような書き込みを規制したうえで、プロバイダ側に削除してもらうのが通常のパターンかと思います。

罰則規定があると、プロバイダ側も削除しやすい。

表現の自由の世界なので、削除すると書き込み側から責任を問われる可能性がある。

罰則規定があり、違法な書き込みと明らかであれば、削除しやすいとの声もありますので、単純に検挙をするという意味ではなく、危険なものの設定をして、社会の理解を得るというやり方もあり得るということです。

(西川座長) 今の四方先生の御意見に、東京都からコメント等ございますか。

(生活文化局総務部企画担当課) 生活文化局でございます。

ご指摘ありがとうございます、生活文化局都民生活部の中で、「東京ウィメンズプラザ」という施設を運営しております、宮園先生がおっしゃ

っていました、DVなどの相談事業、DVに限らず、女性・男性含めたパートナーからの暴力に関する相談や、夫婦・親子や職場の人間関係に関する悩み相談などを受け付けております。

また、施設では弁護士相談や関係機関への振り分けも行っています。事業紹介まで。

(西川座長) 施設には(売春防止法上の)婦人相談員がいて、その人を含めた協議会などを開いて各所と情報共有をしているのでしょうか。

(生活文化局総務部企画担当課) 東京ウィメンズプラザにも相談員がおりますが、婦人相談員がいるのは、福祉保健局の所管する東京都女性相談センターとなります。

(西川座長) 再犯防止についても、支援の際問題があるときは、各部署の代表者が集まる協議会を開いて、情報をシェアする形にしているかと思います。

外国では、性犯罪者が出所すると居所をチェックする機能がある国もあるかと思いますが、日本ではそのような制度はないので、直接的に特定の出所者に関する情報共有を関連部署でできるような仕組みを考えていたりするのでしょうか。

(生活文化局総務部企画担当課) 性暴力の相談ですと、総務局人権部が所管しております。

(坪原課長) 追加して、性暴力に限らず個々の若者が抱える問題について、総合的に情報をまとめないとならない場合、個別の相談者ごとに各関係機関が連携して、それぞれ専門家を出席させるケース検討会議を若ナビαで行っております。

区市町村の担当者にも参画していただいています。

ケース検討会議においては、関係機関が集まり、本人の同意の上というのが大前提での情報共有となっております。

そのため、本人が知られたくない、やってほしくない、という際にどのように対応するのか、現時点地方自治体レベルでは難しい問題となっております。

(宮園教授) 児童虐待に関しては、要対協(要保護児童対策地域協議会)で様々な部署の人が参画し、特に死亡事例に関しては東京都でも必ず開いています。

DVに関しては、私も主張し続けているのですが、DVの検証について、警察が行うことはあるのですが、関連機関が取り組んで行うのはあまりな



い。

殺人に発展した事例で、警察が DV の相談を受けていて、被害者が生活保護を 2 週間の間に申請をしており、様子を見に行けば緊急性が分かるような事案も、うまく連携ができてなかったのもあった。

子供については、全体で取り組む機運になるのですが、DV は関連機関で協力する意識が重視されないところがあり、難しい。

本来は様々な部署が、一つの死亡事例について、何が上手くいかなかったのか検証することが重要です。

特に DV は児童相談所とも連携しなければならない事案ですが、先ほどのお話ですと、その相談機関が、「つなぐ役割」を担うような、ハブとなる可能性を持っているのかと思います。

担当部署という形よりも、安全安心を目的とすれば、ある程度間口を広げて整えることもできる。

地域の引きこもり・経済的破綻などを連携して対応する「困りごと相談」を組織して成功している自治体もあり、参考になるかと。

役所内には様々な部署に情報が入ってくる、例えば高齢者の介護で訪問した家に、50 代くらいの男性が常に自宅にいることを把握したら、引きこもりの部署に情報が共有されて、その人の経済的な困窮に対応する、という自治体がある。

その役所は小さいところなので成功を収めていることもあります。

市区町村の中では性暴力や DV の相談業務が脇に置かれているところもあるが、それを中核に持ってきて、いろいろな部署が関わるという形もあるので、そのような事例も参考にしてほしい。

その意味では、この相談機関が、有効なハブ機関になり得るとお話を聞いて感じました。

(西川座長) 情報の共有をもう少しスムーズに行う形があるのではないかと。

そのあたりを検討していただけたら。他に御意見ございますか。

(星教授) 本日は貴重な御講演ありがとうございました。

いつもご高論を論文等で拝見しておりますが、生で聞くと「そういうことか」と勉強になります。

先ほども話に出ていました婦人保護事業、婦人相談員については、売春防止法の規定によりできた制度で、もちろん売春の問題も完全に消えているわけではないのですが、売春が社会問題化していた状況からは脱して、その存在意義が問われていた。

そのときに DV 被害の問題も出てきて、制度があるので利用しようということで、DV・ストーカー等の被害者も受け入れるようになり、色々なも

のがごっちゃになってしまっている状況があります。

まず、婦人保護事業自体を整理しないと、もたない状況もあると思いますし、いわゆる刑法犯に当たる性犯罪のみならず、広い意味での性暴力や、虐待までいれるといろいろな被害がある。

宮園教授の発表で、被害者の中で知的障害を持っている人が4分の1、精神障害を持っている人が半分以上いるとの報告がありました。

被害者支援が、そうでなくても増々難しくなっている中で、そういった人に対する支援などはますます困難なわけですし、そういう状況下で、婦人保護事業をどう整理していくか、自治体がどう連携する形がいいのか、難しい問題ですが、先生の御知見を頂ければと思います。

(宮園教授) まさにその点が大きな問題として考えなければならないところで、市区町村に多く配置されている婦人相談員は必置ではありますが、実際にはいない場所もあり、また、正規・非正規の問題もあります。

これは非常に大きな問題で、(婦人相談員は) ホットラインでゲートキーパーでもあるし、DV等の問題を発見できるかどうかは、被害者と接している中で判断をため、経験がものを言うのに、ほぼ非正規で研修もなく、雇止めの危機にさらされている。

被害者を社会福祉ではなく、いわゆるソーシャルワークや、どういうところにつなげていけるかを、婦人保護事業の中できちんと検討していかなければならない。

今回売防法から外れるということで、最近婦人という言葉を使わず、女性など、名称も(やわらかく)変化しています。

しかし、一時保護も制約があり、携帯電話問題について、皆様もご存じかと思いますが、DVの一時保護などでは、携帯電話を持って入れないので。

そうすると若い子たちが施設に行こうとしない。

そもそも疑問に思いませんか、婦人相談員が知られていないのに、被害を受けている人たちが相談に行くのは、SNSで「こういう所があり、無料で利用できる相談施設だよ」と紹介されるのです。

しかし、普通は婦人相談員に相談しに行こうと思わない。存在すら多くの人知らない。

そのため、10代の子が「#泊めて」と投稿する。

彼女たちは「神待ち」といって、本当に泊めてくれる人を探して待っている。

ところが、世の中にそんなに甘い話はなく、被害に遭ってしまう。

彼女たちは、こんなことした私がばかだったのだと思い、被害を訴えない。

1回そういう目に遭うと、自尊感情が低いので、そのような被害を受けることを認容し、将来を台無しにすることがある。

一番初めの被害で、何らかの介入が入らないと、被害者の立ち直りは難しい。

まずは顕在化することが大事である。被害の申し出をヘジテイトしないことが重要だと思います。

婦人保護事業についての主張を行う先生からは、女性活躍推進法や性暴力防止法などの制定・改正をご提案いただいているのですが、私はそういう形ではなく、女性だからこのような被害に遭いやすい面もあるものの、LGBT や子供とか、知的障害の方とか、もっと広い対象で婦人保護事業を立て直さないといけないと思います。

売防法をどうにかしようが今までの活動のメインだったのですが、これからはその次の段階を考えないとならないと思います。

それからもう一つ、性暴力被害については、本人がきちんと理解して訴え出る性犯罪と、本人は被害の自覚があるのに犯罪化されない・不起訴になるものがあります。すなわち本人が気付いていないいわゆる暗数があるのです。

私は今まで、刑事法の研究者なので、不起訴になるのがすごく腹立たしく感じていました。

報道されていた、医学部の事件が不起訴になり、告訴を取り下げられたりしている状況がある。

証拠があればいいと思っていたのが、そうでもなく、大事なのが、今回の調査でも思ったのですが、まずそもそもの支援が行き届いていない。

現状、犯罪化は二の次、三の次の状態である。

もっと前の段階に、支援を受けるべき人が多くいて、その人たちにどう手を差し伸べるか。

まさにそれが新しい婦人保護事業の新しい課題であると思うので、婦人相談員が多い市区町村を有する東京都に、その点頑張っていたいただきたい。

(西川座長) 婦人保護事業の話も出ましたが、いわゆる弱者の人のために、統括した形で、各部門をどう把握するかについて、力を入れて頑張っていたいただきたいと思います。

大変難しい問題で、すぐに回答が出るものではないと思いますが、都と市区町村連携して当たっていただきたい。

### 3 事務連絡等

(西川座長) それでは、議論はとりあえずこちらで終了としまして、以降質問や意見

がありましたら、事務局に連絡いただければと思います。

今後の戦略策定に際して、重要な課題がいろいろ出ましたが、ぜひ新しい形で、縦割りではない形の施策を期待しております。

それでは、今回の検討会を締めたいと思います。ありがとうございました。

(坪原課長) ありがとうございました。

議事につきましては、後日内容を確認いただくために、皆様に送らせていただきます。

皆様のご確認後にホームページに掲載して公表いたします。

なお、3回の検討会を踏まえまして、「安全安心 TOKYO 戦略」改定案などを委員の皆様にお送りさせていただきます。

内容のご確認をいただきまして、随時メールなどでご連絡いただければ幸いです。

また事務局からご連絡いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

皆様にお集まりいただいたの検討会は、こちらが最後となります。

最後に、東京都都民安全推進本部長の國枝より、ご挨拶を申し上げます。

#### 4 本部長挨拶

(國枝本部長) 都民安全推進本部長の國枝でございます。

本日は、御多用の中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

西川座長をはじめ、委員や講師の皆様には、8月の第1回検討会以降、精力的な御審議をいただきましたことについて、改めて感謝申し上げます。

8月にも申し上げたとおり、都民の安全安心に係る状況が目まぐるしく変化しており、こうした状況を受け、全ての都民が安全に安心して生活できる社会の実現に向けて、都の施策をより一層強化することが重要であるとの思いから、この度の検討会を設置・開催させていただきました。

検討会では、これら社会情勢の変化を踏まえ、喫緊の課題となっているインターネットの安全安心対策や、刑務所出所者等が地域で再スタートできる仕組みについてなど、都が、国や関係機関、地域の皆様と力を合わせて取り組むべき事項について様々な御意見をいただきました。

個人的な話ですが、私自身議論をさせていただくのは好きなので、またいろいろとご指導いただければ幸いです。

ただ現在実務家の立場ですので、今後、私ども都民安全推進本部といたしましては、頂いた御意見を踏まえまして、「安全安心 TOKYO 戦略」の改

訂を進めるとともに、東京2020大会はもちろんのこと、本部一丸となって、セーフシティ東京の実現に向けて、全力を尽くす所存でございます。

このたびは、会議にて貴重な御意見を賜りありがとうございました。

引き続き皆様からの御指導を重ねてお願いいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

(坪原課長) 以上を持ちまして、第3回東京都における新時代の安全安心戦略検討会を閉会いたします。

ご出席いただき誠にありがとうございました。

## 5 閉会